

千葉県ひきこもり相談・支援事業実施要領

第1条 この要領は、千葉県ひきこもり地域支援センター事業実施要綱第9条に基づきひきこもり地域支援センター（以下「センター」という）が実施する相談及び支援事業について、必要なものを定める。

第2条 要綱第4条第1項第1号に定める相談及び支援事業の具体的内容は、次のとおりとする。

(1) 対象者からセンターに直接電話又は来所による相談があった場合は、原則として次の手順で行うものとする。

ア 電話による相談の場合は、ひきこもり本人又はその家族にセンターへの来所を促し、面接を行う。面接では、本人の生活状況、精神科受診歴等を確認する。

イ アの面接の結果、精神疾患が疑われる場合は、こころの健康センター又は各区保健福祉センター健康課につなぎ、精神保健福祉相談を受けるよう勧奨する。

精神疾患の疑いがない場合は、次項に定めるケース会議において、支援方針について協議を行う。

ウ イの協議に基づく支援方針により、次条に定める支援対応を継続的に行う。

なお、各支援の実施に当たっては、本人及び家族等の同意に基づき実施することとする。

エ ウの支援活動の結果や本人の意向等を踏まえ、ケース会議における協議を経て、適切な関係機関等の紹介を行う。

(2) 関係行政機関からセンターに相談又は連絡があった場合は、原則として次の手順で行うものとする。

ア 当該機関が把握している本人の生活状況、精神科受診歴等に関する情報を確認するとともに、対象者がセンターに直接相談するよう連絡を依頼する。

イ 対象者からセンターに相談があった場合は、前号のアからエまでの手順に従い実施する。

2 ケース会議は原則として、センター事業責任者、コーディネーター、こころの健康センター職員及び精神保健福祉課職員により構成し、月2回程度開催するものとする。

なお、必要に応じ、当該ケースに関わる機関を交え、個別ケース検討会議を開催する。

第3条 ひきこもりの支援対応については、対象者のニーズや特性に合わせ、関係機関と相互に連携しながら、以下の支援や活動を行うものとする。

- (1) 電話・面接による相談支援
- (2) 訪問による相談支援
- (3) 関係機関等への同行支援
- (4) 就学支援
- (5) 就労支援
- (6) 生活支援
- (7) 家族等への支援
- (8) その他、相談支援に資する活動

第4条 センターは、以下に示す様々な資源を活用して、対象者の特性に応じた支援対応が滞ることのないよう努めることとする。

- (1) 確定診断に至らないままに精神疾患の可能性がある場合には、各区の健康課等につなぎ、精神保健福祉相談を活用する等により、医療対応等のサポートを行う。
- (2) 対象者が就学している場合や高等学校等に在籍している場合には、在籍校をはじめとする教育関係機関と連携を図り、対象者に必要な支援の提供に努める。
- (3) 対象者が18歳未満の場合や、主な相談内容がひきこもり以外の場合は、「子ども・若者総合相談センターLink」等と調整を図る。
- (4) 区保健福祉センターの保健師、ケースワーカー等、対象者と関係を有する機関及び支援者等は、対象者とセンター及び関係先との間の調整を行い、個別ケース検討会議に出席する等、センターによる支援対応が円滑に行われるよう努める。
- (5) その他、地域の関係機関等との連携により、各対象者の特性に応じたより適切な支援が可能となるよう努める。

附 則

この要領は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。